

被 処 分 者	商号又は名称	株式会社パズルハウス
	代表者の氏名	沖 扶美男
	免許番号	広島(1)第10867号
	主たる事務所の所在地	広島市中区舟入幸町4-14
処分の内容		指示
処分年月日		令和5年11月13日
処分の根拠条項		宅地建物取引業法第65条第1項
<p>処分の理由</p> <p>被処分者は、自ら売主として令和3年2月17日付けで土地の売買契約を締結したが、契約時点において対象となる土地の所有権を有していなかった。</p> <p>このことは、宅地建物取引業法第33条の2に違反するため、同法第65条第1項の規定により指示処分を行う。</p>		